

駐車料金問題 Q&A

Q1 扶桑町は、どのような理由で徴収を始めたのですか。

A 扶桑町教育委員会は、「教職員は給与を国と県から支払われているものの、町職員である。だから、町役場などの町職員と同様に『特別使用料』（『目的外使用料』と同じで、駐車料金）を徴収する」と説明しました。町役場と出先機関である保育園や公民館などの町職員だけでなく、学校の教職員からも駐車料金を徴収することで、町の財政収入を増やそうとしたのです。

Q2 駐車料金徴収を始めるきっかけとなった「行財政改革」とは、どのようなことですか。

A 2004年2月の閣議決定を受けて、2005年3月に総務省が出した方針にもとづく地方行政改革のことです。総務省は、地方自治体に対して、民間手法を取り入れて、「職員数の4.6%以上削減」「給与・退職手当などの引き下げ」「民間委託の推進」などの行政改革を進めることを強く求めました。江南市や扶桑町でも、この方針に沿った改革を推し進めざるをえなかったのです。

Q3 一般企業では従業員から駐車料金を徴収していないのに、教職員から徴収するのはおかしいと思いますが…

A 尾北教労では、江南市で駐車料金問題が発生した2005年に、江南市とその近辺の企業7社と私立学校・専門学校の数校について、従業員・教職員から駐車料金をとっているかどうか調べたことがあります。「わずかであるが負担してもらっている」という企業が1社あっただけで、残りはすべて徴収していませんでした。

この調査をもとに、2005年12月と2006年2月、江南市教育委員会に対して質問をしました。以下に、江南市教育委員会の回答を紹介します。（扶桑町教育委員会には2006年2月に質問しました）

（質問；尾北教労、回答；江南市教育委員会）

質問；「通勤に自動車を必要とする民間企業の多くは、駐車料金を徴収していません。営利企業が徴収していないのに、非営利団体がなぜ徴収するのですか。」

回答；「自己の所有する土地以外に駐車すれば、駐車料金を負担することは当然であり、税金でまかなわれる市施設の一部が個人の常用駐車場として利用されることは、市民感情から容認することはできないものです。民間企業は福利厚生施設として駐車場を保有しており、その保有が企業としてメリットがあるからにほかなりません。」

質問；「私立学校では教職員から駐車料金を徴収していません。小中学校は義務教育を遂行していますので、なおさら徴収してはならないと考えますが、いかがですか」

回答；「市の方針として、施設の目的外使用に対して使用料を徴収するものであり、学校に勤務する教職員を特別扱いすることは、市民に合理的説明ができない。ご理解をいただきたい。」

江南市教委は、「市民感情から容認することはできない」「市民に合理的説明ができない」と回答しています。しかし、実際には、市民から「教職員から駐車料金を徴収せよ」という声は、全くと言っていいほど聞かれません。それゆえ、この回答は、教職員からの駐車料金徴収を前提とした釈明と言わざるを得ません。

Q4 教職員の自動車駐車は「目的外使用」なのですか。

A 尾北教労は、以下の理由から教職員の自動車駐車は「目的外使用」にあたらないと考えます。

目的外使用の理由について、江南市や扶桑町の教育委員会は、「通勤用自動車の駐車は学校の設置目的に合致しないので『目的外使用』となる」としており、これは、「地方自治法」を適用したものです。

しかし、実は、学校施設（土地・建物・備品）の「目的外使用」は、「地方自治法」で規定

されるものではありません。「地方自治法」以外の、「学校教育法」「社会教育法」「災害救助法」「公職選挙法」などにもとづき、地域住民のためにのみ「目的外使用」が許可されるのです。例えば以下の事例があります。

- 学校の体育館を選挙の投票所にする。
- 学校に避難所が設置される。
- スポーツ少年団が運動場や体育館を使用する。
- 地域の運動会のためにテントを借りる。

いずれも、地域住民のためにのみ許可されます。これに対し、教職員は、勤務時間中は地域住民ではなく、勤務時間中は、学校教育に携わっています。勤務時間中に、勤務場所を「目的外使用」することはありません。

以上の理由から、教職員の自動車駐車を「目的外使用」とすることは難しいと考えます。

Q5 江南市では駐車料金に関する裁判があったということですが…

A 江南市内の学校に勤務する事務職員が、2006年5月に、江南市長に対して裁判を起こしました。事務職員は、「①駐車料金徴収について定めた要綱*が無効であること」、「②使用許可の申請をしないまま、あるいは駐車許可証の交付を受けないまま、校内に駐車することを妨害してはならないこと」を求めています。結果は、教職員の自動車駐車が「目的外使用」とあると認定され、①②ともに退けられました。

*「江南市立小中学校教職員等の学校施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱」

この判決の影響もあり、江南市と扶桑町は10年以上にわたって徴収を続けました。しかし、実際には、教職員の根強い反対の声に押され、江南市・扶桑町ともに、何度も減額せざるを得なくなったというのが実情です。

Q6 江南市・扶桑町では、どのように減免を進めたのですか。

A はじめは、もう少し高い金額が徴収されていました。それが、教職員の強い反対の声に押されて、「公用車が配置されていないため」という理由で一部減免（減額）するようになり、途中から1,500円となりました。（江南市では、学校により徴収額が少し違いますが、1,500円前後で推移してきました。）

江南市	2006年度	2,100円を減免して2,000円前後
	2009年度	さらに減免して1,500円前後
	2021年度	全額減免して0円
扶桑町	2006年度	2,500円を減免して2,000円
	2011年度	さらに減免して1,500円
	2021年度	全額減免して0円

なお、大口町では、2019年度当初から、教職員も町職員も全額減免となっています。